

スポーツ

宮城地区の体育施設が休館に

12月14日(月)は、宮城体育館・総合運動場が定期清掃と安全点検のため休館します。

六供温水プール

☎027-243-1308

□アロマフィットネスヨガ

日時 11月6日～3月23日の水曜10回・1月8日～3月18日の金曜10回・1月9日～3月19日の土曜10回、午後7時～8時

費用 各4,000円

□ヒップホップダンス

日時 11月15日～3月18日の金曜8回、午後4時30分～5時30分

費用 各2,000円

以上の2つは12月15日(火)～(必着)までに往復ハガキで(各コース1人1通)。教室名・曜日・住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、〒371-0800 六供町10-68・六供温水プールへ



講座・教室

女子大生の就職支援セミナー

女子大学生と働く女性の交流会「女子JOBセミナー」を開催します。市内企業で活躍する女性と話をし、将来の職業選択や就職活動に役立ててみましょう。

日時 11月15日(金)午後1時30分～4時30分

会場 前橋プラザ元気21

対象 就職希望の大学・大学院・短大に通う女性、先着20人

参加企業 カネコ種苗、中央総合教育サービス、東和銀行、メモリード

産業政策課 ☎027-898-6985

前橋テルサ

☎027-231-3943

□フィットネス&カルチャースクール

講座名・期日 ①キッズダンス(小1～小3) 1月7日～3月24日の木曜10回 ②キッズダンス(小4～小6) 1月12日～3月22日の火曜10回 ③キッズ空手入門! (小1～小6) 1月16日～3月19日の土曜6回 ④子どもの英会話(小1～小4) ⑤よくわかる中学英語(小

児童文化センター

☎027-224-2548

□わくわく教室「天使のベル、トーンチャイムの響きを味わおう」

日時 12月23日(水)午前9時～正午

対象 小4～中2、20人(抽選)

費用 1組500円

からくりおもちゃを作ろうは12月24日(木)(必着)までに往復ハガキで(1組1通)。教室名・住所・親子の氏名(ふりがな)・学校名・学年・性別・電話番号を記入し、〒371-0013 西片貝町五丁目8・児童文化センターへ

みやぎふれあいの郷

☎027-283-8633

□お正月のフラワールレンジ

日時 12月19日(土)午前10時30分～正午

ふじみ

☎027-288-6113

□ママとベビーのリラックスサロン

日時 12月18日(金)午前10時30分～11時30分

おとも

☎027-252-3077

□一日教室

日時 12月17日(木)午後1時～2時

65歳未満は要入場料(ふじみは60歳未満)

老人福祉センター

他にもイベントがたくさん。詳しくは各館へ問い合わせください。

ししま

☎027-233-2121

□ノルディックウォーク教室

日時 12月11日(金)午前10時～正午

対象 一般、先着15人

費用 500円

□一木ひろし歌謡ショー

日時 12月16日(水)正午

☎当日同館へ直接

ひろせ ☎027-261-0880

□しめ縄飾りを作ろう

日時 12月24日(木)午後1時30分～3時

対象 一般、先着15人

費用 200円

☎12月7日(月)から同館へ

おとも ☎027-252-3077

□一日教室

日時 12月17日(木)午後1時～2時

②寄せ植え作り 12月21日

怒鳴らない子育てを学ぶ

怒鳴ったり叩いたりせずに子どもを育てる方法を学ぶ講座を開催します。

日時 ①1月7日～3月17日の木曜6回 ②1月8日～3月18日の金曜6回、午前10時～正午

会場 前橋保健センター

対象 5歳～小6の子を持つ親、先着各5人

☎12月7日(月)～18日(金)に子育て支援課 ☎027-220-5702へ



特別講座

☎027-230-9098

□前橋工科大専門講座

講座名・日時 ①若がりヨガ 1月12日～2月9日の火曜5回 ②パン作り 1月19日・2月2日の火曜2回、午後6時30分～8時30分

対象 勤労女性(市内在住か通勤)、①は20人②は15人(各抽選)

費用 ①は1,000円②は2,000円

託児 事前予約で3歳以上の未就学児の託児ができます

☎12月14日(月)(必着)までに往復ハガキで(1講座1通)。講

税

土地など用途変更は届け出を

固定資産の利用状況によって、固定資産税の非課税・減免・特例措置を受けられることがあります。次の対象者は市役所資産税課で手続きしてください。

対象 ①固定資産税の非課税申告・減免申請 ②次のいずれかの目的で利用する固定資産の所有者

①社会福祉事業 ②公共の道路 ③教育・保育 ④境内地 ⑤地域住民の自治会のために利用される固定資産(住宅用地の異動申告) 次のいずれかに該当する宅地の所有者

①建っている家屋の用途を変更した ②住宅用地を拡張して隣接地を利用し始めた

☎同課 ☎027-898-162

期限を守って申告を

土地、家屋を除く事業用資産は償却資産で固定資産税の課税対象です。事業を行っている人は、自己利用でも貸し付けでも1月1日時点で市内に保有する次の資産について償却資産の申

告書を市役所資産税課に提出してください。昨年度までの申告者と本年中に事業を始めた人には申告用紙を郵送。届かない場合でも該当者は申告が必要です。申告用紙を請求するか、本ホームページからダウンロードしてください。また、エルタックス (http://www.eltax.jp/) を利用して電子申告をすることもできます。申告がない場合は、後日調査に伺うことがあります。提出期間 1月4日(月)～2月1日(月)

対象 事業を行っている人

申告が必要な償却資産 (機械・装置) モーター、旋盤、プレスなどの製造加工用機械、土木建設用機械、太陽光発電設備など (工具・器具・備品) 測定・検査用具、家具、事務用機器、電気・ガス機器、看板、医療器具、自動販売機、娯楽機器、理美容機器など (構築物) 門扉、舗装路面、庭園、外灯、共同住宅の外構など、建物付属設備のうち発電・変電設備、屋外給排水設備など、テナントが施工した内装・外装費など (車両・運搬具) 大型特殊自動車 (フォークリフトなど) (船舶・航空機)

☎同課 ☎027-898-158

54

54